

指宿市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託 仕様書

1 委託業務名

指宿市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託

2 業務の目的

本業務は、2050年脱炭素社会の実現を見据えて、本市の地域特性を踏まえ、地域課題解決につながるような再生可能エネルギーの導入目標及び施策の方向性を定めるとともに、目標達成の具体的なビジョンを策定し、併せて「指宿市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定することで、市民・事業者・市等が一体となって地球温暖化対策に「自分ごと」として取り組んでいくことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年1月15日（木）まで

4 業務場所

指宿市の指定する場所

5 業務内容

本業務は、環境省補助事業（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）を活用して実施する。環境省が公表している最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」などで示される考え方に基づき、適切な方法で行うこととする。また、本市の上位計画や関連計画、国・県の関連計画との整合性を十分に図るとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に定められた、区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加え、施策の実施に関する目標を示した計画とする。

(1) 基本的事項の整理・現状分析

計画策定に必要となる地球温暖化の現状と地球温暖化をめぐる国内外の動向を整理し、本市の自然的・経済的・社会的な観点から地域特性を捉えるとともに、市民アンケートや事業者へのヒアリング等を実施し、脱炭素社会実現に向けて解決すべき課題を整理する。また、本市の上位・関連計画より、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの導入に関する施策の整理、課題等について現状分析を行う。また、環境省の「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」等の公表データの活用、及び市内資料や実態を基に算定した再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを整理する。また、市域における導入状況についても調査し、導入における課題について整理・分析を行う。

(2) 温室効果ガス排出量の把握及び将来推計

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」を基に、地域の実態に即した方法で本市の現況の温室効果ガス排出量の推計及びエネルギー消費量を算定し、部門・分野別の増減要因分析を行う。また、温室効果ガスの森林吸収量についても推計を行う。さらに、本市の特性や温室効果ガスの排出状況を踏まえ、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量（現状趨勢ケース BAU）について推計を行う。なお、推計にあたっては、温室効果ガス排出量の削減対策の効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関し、複数のパターンについて推計を行う。

(3) 将来ビジョン及び脱炭素シナリオの作成

(1), (2)を踏まえ、脱炭素社会を実現するための具体的な将来ビジョン及び脱炭素シナリオを作成する。脱炭素シナリオにおける将来推計は、環境省「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料（Ver. 1.0）」に基づく要因分解法を採用し、検討する。2050年においては、国立環境研究所「2050年脱炭素社会実現に向けたシナリオに関する一分析」の「技術+社会変容シナリオ」等に基づき、市内のエネルギー使用量を算出し、削減効果量を推計する。

(4) 再エネ導入目標の設定

再生可能エネルギーの導入目標に関する最新の動向や地域特性を十分に考慮した各種の調査結果、及び将来のエネルギー消費量等に基づき、意欲的かつ実現可能な再生可能エネルギー導入目標、温室効果ガス排出量削減目標を設定する。導入目標については、再生可能エネルギー種別に設定する。

(5) 目標達成に向けた具体的な施策の検討

(3)及び(4)で具現化した将来ビジョンや脱炭素シナリオに基づき、再エネ導入目標と地域課題の解決を同時に達成するための施策について検討を行う。さらに、それら施策のうち、行政が主導して先行して進めるべき施策については、重点施策として位置づけを行い、具体的な事業スキームなどについて検討を行う。

(6) 進捗管理の指標及び推進体制の検討

施策等の進捗状況のフォローアップのための目標、指標及び推進体制を作成する。なお、進捗状況の確認、フォローアップについては簡易で、効果的なものとすること。

(7) 地球温暖化対策に関する事業の関係者との合意形成を想定しており、適宜必要に応じてヒアリングや協議などを実施する。

なお、実行計画を審議する外部委員会など市が開催した場合は、その会議への出席および会議資料の作成、説明、議事録のとりまとめ等を行う。

詳細については、市と協議を行った上で決定する。

(8) 指宿市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）作成

諸整理・検討結果等をもとに、指宿市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の素案を作成する。なお、指宿市保全環境審議会に計画の内容を報告する予定であり、当審議会でいただいた意見等についても反映し、とりまとめる。

(9) 打合せ・協議

打合せ・協議は、業務着手時、中間（3回程度）、業務完了時のほか、必要に応じて実施する。実施方式は、対面・WEB会議等により行い、議事録を受託者において作成する。

6 成果品

(1) 成果品は次のとおりとする。

① 業務報告書【5部】

② 計画書の電子ブック形式のデータ【各1式】

　　計画書（A4版・カラー）

　　概要版（A4版・カラー）

③ 本業務で取得又は作成した資料【1式】

④ 上記データを格納した電子データ（CD-R等）【1部】

(2) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本市に帰属するものとする。

(3) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(5) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名を明記すること。

7 秘密の厳守

(1) 業務上知り得た情報及び資料は、秘密事項として厳守しなければならない。特に、個人情報の保護に関し、次の事項を遵守しなければならない。

(2) 本業務の内容を目的外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。

(3) 本業務に係る一切のデータを、本市が指定した目的以外に複写又は複製してはならない。

(4) 本業務の処理に関し、事故が生じた場合は、直ちに市に対して口頭又は電話により速やかに通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって市に報告しなければならない。

8 その他

(1) 受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

(3) 受託者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、

本市と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。

- (4) 再委託については、本業務の総合的企画、総合的業務遂行管理以外の業務に限る。
- (5) 受託者は、十分な注意を払って本業務を遂行することとし、受注者の責めに帰すべき事由により委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。
- (6) 資料等については、必要に応じて貸与する。返還の指示があった場合及び業務完了時には、直ちに返却すること。
- (7) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い決定すること。